

三浦市監査委員告示甲第1号

三浦市監査基準を次のように定める。

令和2年3月31日

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 出 口 正 雄

三浦市監査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定に基づき、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るため、監査等の実施に関して監査委員のよるべき基本事項を定めるものとする。

(監査等の目的)

第2条 監査等は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(監査等の種類及び当該種類ごとの目的)

第3条 監査等の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査 市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に従って適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて監査すること。

(2) 行政監査 市の事務の執行が法令に従って適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて監査すること。

(3) 市長要求監査 市長の要求に基づき、市の事務の執行が法令に従って適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて監査すること。

(4) 財政援助団体等監査 市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人等、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び市

が公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、法令に従って適正に行われているか、当該財務的援助等の目的に沿って行われているかなどについて監査すること。

(5) 直接請求監査 選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署による請求に基づき、市の事務の執行が法令に従って適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて監査すること。

(6) 議会請求監査 議会からの請求に基づき、市の事務の執行が法令に従って適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて監査すること。

(7) 公金取扱等監査 監査委員が必要と認めるとき、又は、市長からの要求があるときに、指定金融機関等の公金の収納等の事務が、正確に行われているかなどについて監査すること。

(8) 住民請求監査 住民が、職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実についての監査請求を行った場合に、当該請求に理由があるかなどについて監査すること。

(9) 賠償責任監査 市長又は企業管理者の要求に基づき、職員が市に損害を与えた事実があるかなどについて監査すること。

(10) 例月出納検査 市の毎月の現金出納に係る事務について、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかなどについて検査すること。

(11) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかなどについて審査すること。

(12) 基金運用審査 基金運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかなどについて審査すること。

(13) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかなどについて審査すること。

2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査又は随時監査として実施する。

3 第1項第10号に規定する例月出納検査を行う日は、毎月25日とする。ただし、その日が三浦市の休日を定める条例（平成元年三浦市条例第9号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるとき、又は監査委員において必

要があると認めるときは、その期日を変更できるものとする。

- 4 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、信義にのっとり誠実な態度を保持しなければならない。

- 2 監査委員は、独立かつ客観的な立場で、常に公正不偏の態度を保持して監査等を実施しなければならない。

- 3 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

- 4 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 5 監査委員は、第2条の目的を果たすため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び向上するため研さんに努めるものとする。また、監査委員の事務を補助する職員に対し、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう、研さんに努めさせるものとする。

(質の管理)

第5条 監査委員は、この基準にのっとり、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。

- 2 監査委員は、前項の質の確保を図るため、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 3 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

(監査計画)

第6条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査対象に係るリスク（組織目標の達成を阻害する要因をいう。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。この場合において、監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

- 2 前項の監査計画は、年間計画及び実施計画に区分し、年間計画は毎年度当初に、実施計画は監査等の実施前に策定するものとする。

- 3 監査委員は、年間計画に次の事項を定めるものとする。

(1) 当該年度における実施予定の監査等の種類及び対象

- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) その他監査等の実施に当たり必要と認める事項
- 4 監査委員は、実施計画に次の事項を定めるものとする。
  - (1) 監査等の種類
  - (2) 監査等の実施日程
  - (3) 監査等の対象
  - (4) 監査等の着眼点
  - (5) 監査等の主な実施手続
  - (6) その他監査等の実施に当たり必要と認める事項
- 5 前項第4号に規定する監査等の着眼点については、監査等の都度定めるものとする。
- 6 監査委員は、第1項の計画の前提となった事象若しくは状況が変化したとき、又は監査等の実施過程で新たな事実を発見したときは、必要に応じて監査計画を変更するものとする。

(監査等の実施)

第7条 監査委員は、監査等の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度について、収集した内部統制の整備状況及び運用状況についての情報を基に判断、検討した上で、監査等を実施するものとする。

- 2 前項の監査等の実施に当たっては、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に行うものとする。

(監査通知)

第8条 監査等の実施に当たっては、あらかじめ監査等の対象となる事務事業の範囲及び日程を議会、市長その他関係する執行機関のうち、当該監査等の対象となるものに通知するものとする。ただし、監査等の種類により通知する必要がないと認めるとき、又は緊急を要するときは、この限りでない。

(監査等の手続)

第9条 監査委員は、第6条第2項の規定により策定する実施計画に基づき、監査等の手続を行うものとする。

- 2 監査等の手続は、試査又は精査による。
- 3 試査又は精査は、実査、立会い、確認、証ひょう突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法による。
- 4 監査委員は、監査等の証拠の評価をした場合において、想定していなかった事象若しくは状況が生じたとき、又は新たな事実を発見したときは、

適宜監査等の手続を追加し、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第10条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、試査又は精査により得られる証拠力の強弱及びその内容を勘案し、最も合理的かつ効果的な手法を選択した上で、これを実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第11条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(専門的知識を有する者との連携)

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たっては、効率的かつ効果的に実施できるように、必要に応じて専門的知識を有する者との連携を図るものとする。

(弁明、意見等の聴取)

第13条 監査委員は、原則として、監査等の結果に関する報告の決定前に担当責任者から弁明、意見等を聴取するものとする。

(監査結果等の報告等)

第14条 監査委員は、第3条第1項第1号から第7号までに規定する監査に係る結果に関する報告書を作成したときは、当該報告書を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の報告書に添えて意見書を提出するとともに、当該報告書のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告書を作成したときは、当該報告書を議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見書を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) この基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の対象

(4) 監査等の着眼点(評価項目)

(5) 監査等の実施内容

(6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、第3条第1項各号に掲げる監査等の種類に応じて当該各号に掲げる目的を踏まえて監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

3 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合には、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(1) 監査の結果に関する報告(第3条第1項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる監査に限る。以下同じ。)の決定

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

(4) 第3条第1項第11号から第13号までに掲げる審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員の連名で公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。